

〈地域別構想〉

●第4章 地域づくりの方針●●●●●●●●●●

4-1 地域づくりと地域区分の考え方

(1) 地域づくりの方針の役割

都市づくりをより具体的に進めるには、地域レベルでの様々な取り組みが必要になります。このため、地域づくりの方針は、地域で暮らす人の日常の生活空間である各地域に視点を置き、地域ごとの特性や課題に応じて、目指すべき地域の将来像やその実現に向けた都市づくりの方針を示すものであり、以下の役割を担います。

市全体の都市づくりの方針と、各地域との関わりを明確にします。
地域住民等と行政が協働し、まちづくりを行うにあたっての目標や方針を明らかにします。

(2) 地域区分の設定

地域区分は、各地域の位置づけや旧町村など歴史的なつながり、小学校区（コミュニティ区）など現在のコミュニティ（生活圏）のまとまり、土地利用の状況等を考慮して、設定します。

本市では、それらに留意し、有効な境界線となりうる道路・河川等の地形地物を踏まえた以下の5地域に区分し、それぞれの特性を踏まえた地域づくりを進めます。

表 4-1 地域区分

地域	区域内に校区がある小学校
明石東部	松が丘小、朝霧小、人丸小、中崎小、明石小、大観小、王子小、林小
西明石	鳥羽小、和坂小、沢池小、藤江小、花園小、貴崎小
大久保	大久保小、大久保南小、高丘東小、高丘西小、山手小、谷八木小、江井島小
魚住	魚住小、清水小、錦が丘小、錦浦小
二見	二見小、二見北小、二見西小

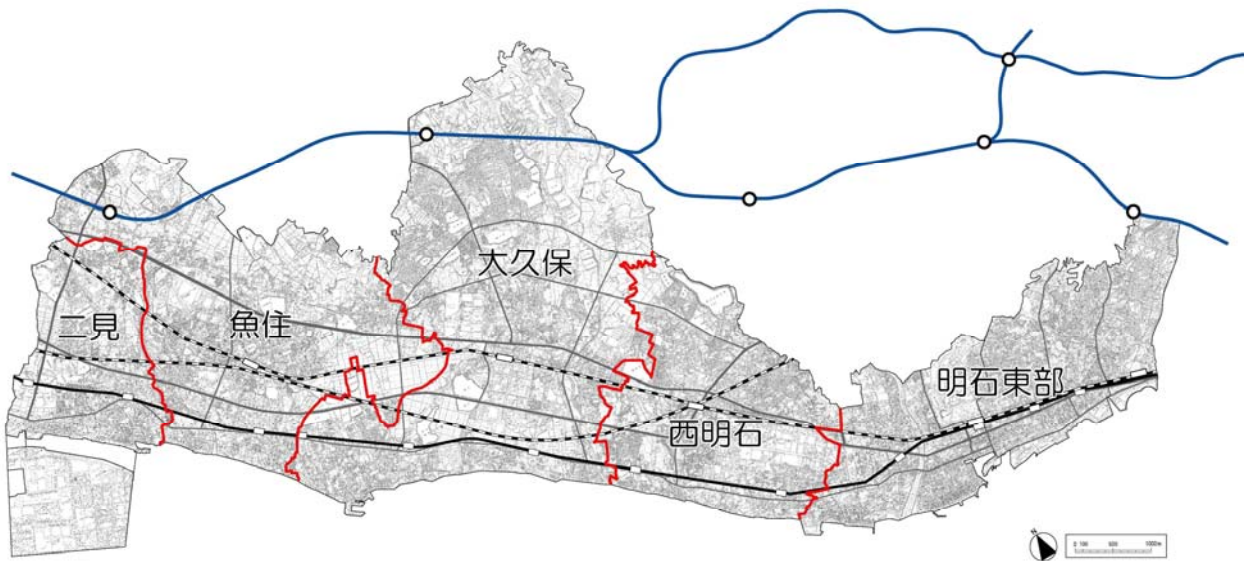


図 4-1 地域区分図

(3) 地域づくりの方針にかかる運用

地域づくりの方針は、市民意向調査の地域ごとの結果や地域別説明会で頂いた住民の意見を踏まえてとりまとめた、地域ごとの「今後実現を目指すまちの姿」を示した計画です。住民に身近な都市づくりの「目標」や「方針」を示したもので、日々の暮らしにより関わりの深い計画となります。

そこで、本市における地域づくりの方針では、地域住民主体のまちづくりをよりの確に反映させるため、目標年次ごとにおける都市計画マスタープラン全体の定期見直しだけでなく、必要に応じて機動的に計画を見直すことができる仕組みとします。

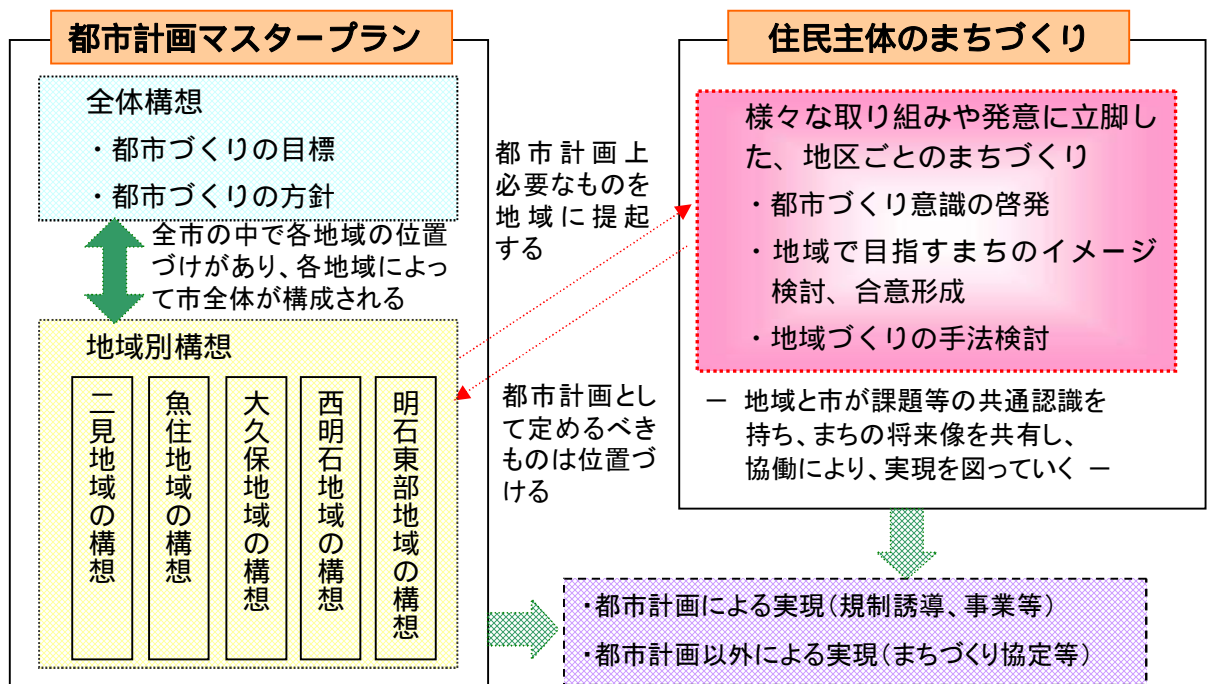


図 4-2 地区におけるまちづくりと地域別構想との関係